

生命保険料控除に関する税制改正についてのお知らせ

平成24年1月
マスミューチュアル生命保険株式会社

生命保険料控除に関する税制は、平成24年1月1日以降に生命保険会社等と締結した保険契約より、介護医療保険料控除が創設され、「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」の3つの控除枠による制度に変更されます。

そのため、平成23年12月31日までに締結した保険契約（以下「旧制度適用契約」といいます。）と平成24年1月1日以降に締結した保険契約（以下「新制度適用契約」といいます。）では、生命保険料控除の適用が異なるお取扱いとなりますことお知らせいたします。

1. 新制度・旧制度について

「一般生命保険料」・「個人年金保険料」について、新・旧両制度適用のご契約双方にご加入のご契約者さまで、新旧両制度適用分の生命保険料控除を適用・申告される場合は新制度と旧制度の合計額が申告額となり、新制度の控除限度額が適用されます。

■旧制度適用契約

契約の締結が平成23年12月31日以前であるもの。

旧制度	
全体の適用限度額	(所得税 10万円) (住民税 7万円)
● 一般生命保険料控除	
適用限度額	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)
● 個人年金保険料控除	
適用限度額	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)

■新制度適用契約

契約の締結が平成24年1月1日以後であるもの。ただし、契約日が平成23年12月31日以前でも平成24年1月1日以後に更新・特約中途付加等により所定の契約内容が変更された場合は、当該契約について、更新日・特約中途付加日・制度変更日以降の保険料について新制度が適用となります。

新制度	
全体の適用限度額	(所得税 12万円) (住民税 7万円)
● 一般生命保険料控除	
適用限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
● 介護医療保険料控除	
適用限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
○ その他保険料 生命保険料控除の対象外となる特約等	
● 個人年金保険料控除	
適用限度額	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)

※住民税の適用限度額につきましては、平成23年3月現在の税制に基づき表記しております。

2. 各生命保険料控除の分類判定について

「一般生命保険料」・「介護医療保険料」・「個人年金保険料」は、主契約と特約のそれぞれの保険料について、次のようにその保障内容によって分類されます。

- 一般生命保険料・・・生存又は死亡に起因して一定額の保険金、その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料
- 介護医療保険料・・・入院・通院など介護医療保険部分に係る保険料
- 個人年金保険料・・・個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料

なお、上記の3種類の区分に含まれない保険契約・特約（例：身体の傷害のみに起因して保険金が支払われるもの）に係わる保険料は生命保険料控除の対象外となっております。

そのため、新制度適用契約については実際の保険料と生命保険料控除証明書に記載されている保険料の金額が異なる場合があります。

ご不明な点がございましたら、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

マスミューチュアル生命保険株式会社 〒135-0063 東京都江東区有明3-5-7
 カスタマーサービスセンター フリーダイヤル 0120-817-024

※お客様からのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。
受付時間：平日（月～金曜）午前9:00～午後5:00（土・日曜、祝日、年末年始を除きます）

ホームページ：<http://www.massmutual.co.jp>